

## 「消防団アプリ業務委託」に係る提案競技実施要領

この提案競技実施要領は、消防団アプリ業務委託に係る最優秀提案者を選定するための提案競技について、留意すべき事項を定めたものである。

提案をしようとする者（以下「提案者」という。）は、以下の事項を十分理解し、提案を行うこと。

### 1 公告開始日

令和8年4月20日（月）

### 2 業務概要

- (1) 業務名 消防団アプリ業務委託
- (2) 業務内容 【資料2】 「消防団アプリ業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 契約上限額 4,554,000円（消費税及び地方消費税を含む。）  
※提案価格が上限金額を超える場合は失格となる。

### 3 スケジュール

内 容	日 時
募集開始	令和8年4月20日（月）
質問書 提出期限	令和8年5月1日（金）午後5時まで
質問回答	令和8年5月11日（月）まで
参加申込書 提出期限	令和8年5月15日（金）午後5時まで
提案書・見積書 提出期限	令和8年5月22日（金）午後5時まで
参加辞退届 提出期限	
提案内容説明会（プレゼンテーション）	令和8年6月9日（火）予定
最優秀提案者決定	令和8年6月10日（水）予定
契約相手方決定	令和8年6月15日（月）予定
契約	令和8年6月末 予定

### 4 参加資格

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければ、この提案競技に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、福岡市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

[https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku\\_kanri/keiyaku\\_hp/law\\_index.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html)

- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再

生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(6) 福岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(7) 法人の役員のうち暴力団員がいないこと。

(8) 前各号に掲げるほか、この要項に定める諸条件に対応できること。

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は福岡市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

## 5 提案競技実施要領（本紙）等の配布

(1) 期間

令和8年4月20日（月）から

令和8年5月15日（金）まで

(2) 配付方法

福岡市ホームページ（<http://www.city.fukuoka.lg.jp/>）から入手すること。

（掲載場所）

HOME > 創業・産業・ビジネス > 入札・契約・公募 > 各所管課が公募する競争入札、提案競技等 > 「消防団アプリ業務委託」提案競技の実施について

## 6 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間

令和8年4月20日（月）から

令和8年5月1日（金）午後5時まで

(2) 受付方法

「13 提出先・問い合わせ先」の電子メールアドレスへ、質問書（様式1）を提出すること。メールの件名は「【提案競技質問】消防団アプリ業務委託」とし、送信後は電話により到着確認を行うこと。

※ 電話、ファクス及び口頭による質問並びに評価方法等の選定に支障をきたす質問は受け付けない。

(3) 回答方法

回答は、令和8年5月11日（月）までに福岡市ホームページ

（<http://www.city.fukuoka.lg.jp/>）に掲載する。

（掲載場所）

HOME > 創業・産業・ビジネス > 入札・契約・公募 > 各所管課が公募する競争入札、提案競技等 > 質問と回答

## 7 参加申込

(1) 提出期限

令和8年5月15日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

「13 提出先・問い合わせ先」の住所に持参又は郵送により提出すること。

持参する場合は、休日（福岡市の休日を定める条例第1条第1項に規定する福岡市の休日をいう。以下同じ。）を除く午前10時から午後5時までの間に提出すること。郵送の場合は、特定記録又は簡易書留とすること。

(3) 提出部数

各1部

(4) 提出書類

以下の書類を提出すること。

なお、以下の書類のうち、③～⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出することとし、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、③～⑨の提出を免除する。

① 提案競技参加申込書（様式2）

② 会社概要（事業概要がわかるパンフレットでも可。）

③ 登記事項証明書

法務局発行の現在事項全部証明書（履歴事項全部証明書でも可。）。

④ 市町村税を滞納していないことの証明書

ア 福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているもの。

イ 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるもの。

⑤ 消費税及び地方消費税納税証明書

ア 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書。

イ 証明書の種類は「納税証明書（その3）」とする（「その3の2」「その3の3」でも可。）。

⑥ 委任状（様式3）

この提案競技に係る福岡市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合に限る。

⑦ 誓約書（様式4）

代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入。

⑧ 役員名簿（様式5）

ア 様式5に、代表者及び役員（⑥の委任状を提出する場合は当該代理人を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日を記入すること。

イ この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

ウ 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

⑨ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

(5) 参加資格の確認

① 参加資格確認の結果は、令和8年5月18日（月）までにメールで通知する。

② 期限までに申込書等を提出しなかった者及び参加資格がないと確認された者は、この提案競技への参加は認められない。

なお、参加資格があるとされた者であっても、当該確認後、上記4の参加資格の要

件を満たさないことが明らかになったときは、参加資格を取り消すことがある。

(6) 参加辞退

提案競技参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、令和8年5月22日（金）午後5時までに「13 提出先・問い合わせ先」の電子メールアドレスへ、提案競技参加辞退届（様式6）を提出し、提出した旨を電話で連絡すること。

## 8 提案書の提出

(1) 提出期限

令和8年5月22日（金）午後5時まで

(2) 提出方法及び提出先

「13 提出先・問い合わせ先」の住所に持参又は郵送すること。

持参の場合は、休日を除く午前10時から午後5時までの間に提出すること。郵送の場合は、特定記録又は簡易書留とすること。

(3) 提出部数

正本1部、副本10部

(4) 提出書類

提出書類	説明
提案書	<ul style="list-style-type: none"><li>・【資料2】仕様書及び【資料3】評価項目表の趣旨や内容を十分に踏まえて構成すること。</li><li>・提案するアプリの機能やサービスについては、操作方法なども含めて、分かりやすく具体的に記載すること。</li><li>・開発中や今後開発する機能で、本契約後に利用可能となるものや、利用にあたって別途料金が必要なものなどは、利用可能となる時期や料金について明確に記載すること。</li><li>・過去に、国又は地方公共団体等が発注する消防団アプリ業務の実績がある場合は、記載すること。</li></ul>
見積書	<ul style="list-style-type: none"><li>・提案価格が上記2(4)の上限金額を超える場合は失格とする。</li><li>・消費税及び地方消費税を含めること。</li></ul>

(5) 作成要領

① 提案書及び見積書の様式は自由とし、提案書はA4サイズ横、横書き、片面20ページ以内（表紙と目次は除く。）で作成すること。

② 提案書表紙の次に目次を、それ以降のページには、1からページ番号を記載すること。

③ 正本の表紙には、表題「消防団アプリ業務委託 提案書」、提出年月日、提案者名及び担当窓口（所属、担当者名、連絡先、電子メールアドレス）を記載すること。

④ 副本の表紙には、表題「消防団アプリ業務委託 提案書」、提案者記号、提出年月日のみを記載すること。

※提案者記号（例：A）は、提案競技参加申込書を受理した後に別途知らせる。

⑤ 提案書及び見積書は、正本の表紙を除いて、提案者名（事業者のシンボルマークや代表者印を含む。）がわかる記述を一切しないこと。

⑥ 提案書提出後において、最優秀提案者の決定までの間は提案書に記載された内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字などの場合は、この限りではない。

⑦ 提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。

⑧ 提案書の記載内容に不明確な点がある場合は、補足説明を求めることがある。

## 9 提案内容説明会（プレゼンテーション）

提案競技参加者を対象に以下の通りプレゼンテーション（提案内容の説明及びヒアリング）及び質疑応答を実施する。

- (1) 日時  
令和8年6月9日（火） 予定  
※詳細な実施日時及び場所については、提案者へ別途通知する。
- (2) 場所  
福岡市消防本部（福岡市中央区舞鶴三丁目9番7号）
- (3) 方法  
参加者による提案内容の説明20分（デモンストレーション含む。）、質疑応答10分の合計30分程度
- (4) その他
  - ① 出席者は1提案者につき3名以内とする。
  - ② プレゼンテーションは、提出された提案書（提案者（企業名）が分からない副本）をもとに行うこと。プロジェクター等を使用して説明する場合は、提出した提案書に準じた内容とすること。
  - ③ プレゼンテーションにプロジェクター、延長コード等が必要な場合は、提案者側で用意すること。ただし、スクリーンは福岡市が準備する。

## 10 評価方法等

- (1) 評価体制  
消防団アプリ業務委託提案競技選定委員会（以下「選定委員会」という。）において評価を行う。
- (2) 評価基準及び配点  
【資料3】「消防団アプリ業務委託に係る提案競技 評価項目表」のとおり
- (3) 評価方法及び最優秀提案者の決定方法
  - ① 【資料3】評価項目表の評価項目により選定委員会が評価を行い、最も得点の高い提案者を最優秀提案者（最高得点者）とする。
  - ② 最高得点者が複数のときは、技術点が最も高い者を最優秀提案者とする
- (4) 技術点の最低基準について  
技術点が45点（技術点満点の50%）に達しないときは、最優秀提案者とししない。  
なお、全提案者が当該基準に達しない場合は、本提案競技を不調とすることがある。
- (5) 価格点について  
価格点は、以下の計算方法で評価する。ただし、小数点以下は第3位を切り捨てる。  
$$10点 \times (1 - \text{提案価格} / \text{契約上限額}) = \text{価格点}$$
- (6) 提案者の失格  
契約の相手方として特定するまでに、提案者が次のいずれかに該当する場合には失格とする。
  - ① 参加資格を満たさなくなった場合
  - ② 契約の履行が困難と認められた場合
  - ③ 提案者が提案内容説明会（プレゼンテーション）に出席しない場合
  - ④ 見積額が契約上限額の上限額を超過している場合
  - ⑤ その他委員会で、本事業の履行にふさわしくないと認められた場合  
※提案価格が著しく低く、本業務の適切な履行が困難と判断される場合は、必要に応じて、提案内容の説明又は根拠資料の提出を求めることがある。

(7) 評価結果の通知

令和8年6月15日（月）以降に、電子メールで担当者に通知する。

※評価結果に関する異議・質問等は、一切受け付けない。

## 11 契約

(1) 契約交渉者

最優秀提案者を契約交渉者とする。

(2) 契約の締結

決定後速やかに福岡市と契約交渉者との間で最終的な仕様等について協議を行い、契約内容の詳細について合意に達した後、業務委託契約を締結するものとする。

なお、最優秀提案者が辞退、または、契約条件が合致しないなどの理由で契約締結に至らなかった場合、次点の提案者と契約交渉を行うことがある。

(3) 契約保証金

本委託業務の契約に際しては、受託者は契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、福岡市契約事務規則第25条に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

## 12 その他の留意事項

(1) 本提案競技に関する費用については、すべて提案者の負担とする。

(2) 本提案競技に関して福岡市が配布又は交付した資料を、他の目的のために使用することは禁止する。

(3) 提出された提案書は、業者選定の事務に限り複製する場合がある。

(4) 提出物は返却しない。なお、契約に至った場合に活用する他は、業者選定以外の目的で提案者に無断で使用することはない。

(5) 提案書の著作権は提案者に帰属する。

(6) 提案書を含む提出物について、情報公開請求があった場合は、福岡市情報公開条例第7条に掲げる非公開情報を除いて提案書の全部または一部を公開するものとする。

(7) 本委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止する。

(8) 条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、選定委員等に対する不正な行為が認められた場合又は事業推進に必要な手続を行わない場合は、失格とすることがある。

(9) 消防団アプリ業務委託に関して、令和9年度は前年度の業務の履行状況が良好であり、かつ、福岡市が必要と認めた場合に限り、当該年度の予算措置額を上限として、消防団アプリ業務委託契約の相手方との特命随意契約を行うことがある。

## 13 提出先・問い合わせ先

〒810-8521 福岡市中央区舞鶴三丁目9番7号

福岡市消防本部4階 福岡市消防局警防部消防団課

担当：中村、南里

電話：092-725-6658

ファクス：092-791-2994

電子メールアドレス：[syobodan.119@city.fukuoka.lg.jp](mailto:syobodan.119@city.fukuoka.lg.jp)